

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第111期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社資生堂

【英訳名】 Shiseido Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役 前田新造
執行役員社長

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目5番5号

【電話番号】 03(3572)5111

【事務連絡者氏名】 財務部課長 福田昭弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番2号

【電話番号】 03(6218)5490

【事務連絡者氏名】 財務部課長 福田昭弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第110期 前第2四半期 連結累計期間	第111期 当第2四半期 連結累計期間	第110期 前第2四半期 連結会計期間	第111期 当第2四半期 連結会計期間	第110期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年9 月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年9 月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年9 月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年9 月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(百万円)	317,268	333,625	177,582	187,821	644,201
営業利益	(百万円)	22,739	21,845	20,630	18,538	50,350
経常利益	(百万円)	23,680	21,688	20,650	18,441	51,485
四半期(当期)純利益	(百万円)	17,788	7,540	13,465	8,207	33,671
純資産額	(百万円)			363,041	344,193	365,207
総資産額	(百万円)			606,482	779,204	775,445
1株当たり純資産額	(円)			870.17	831.15	875.72
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	44.68	18.95	33.87	20.63	84.62
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	44.64	18.93	33.84	20.60	84.53
売上高営業利益率	(%)	7.2	6.5	11.6	9.9	7.8
自己資本比率	(%)			57.0	42.4	44.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	28,941	34,316			69,431
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,128	18,295			204,884
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	18,432	13,059			120,359
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)			91,625	96,565	77,157
従業員数	(名)			29,003	31,325	28,968

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	31,325 [13,014]
---------	-------------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	3,660 [1,731]
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	増減率(%)
国内化粧品事業	17,211	8.6
グローバル事業	19,086	11.9
その他	993	17.1
合計	37,292	1.5

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しておりません。
2 金額は製造原価ベースで記載しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用し、セグメントを「国内化粧品事業」「グローバル事業」「その他」に区分しております。上記の増減率は前年同期実績を新セグメント区分へ組み替えて算出しております。

(2) 受注状況

当社グループ製品については受注生産を行っておりません。また、OEM(相手先ブランドによる生産)等による受注生産を一部実施しているものの金額は僅少であります。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	増減率(%)
国内化粧品事業	104,887	3.9
グローバル事業	80,388	21.7
その他	2,544	6.5
合計	187,821	5.8

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用し、セグメントを「国内化粧品事業」「グローバル事業」「その他」に区分しております。上記の増減率は前年同期実績を新セグメント区分へ組み替えて算出しております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書(平成22年6月25日提出)の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(第2四半期連結累計期間)

	前第2四半期 連結累計期間 (百万円)	百分比	当第2四半期 連結累計期間 (百万円)	百分比	増減 (百万円)	増減率	増減率 (現地通貨 ベース)
売上高	317,268	100.0%	333,625	100.0%	16,356	5.2%	6.7%
国内売上高	207,717	65.5%	198,889	59.6%	8,828	4.3%	4.2%
海外売上高	109,551	34.5%	134,735	40.4%	25,184	23.0%	27.3%
売上原価	79,138	24.9%	82,895	24.8%	3,757	4.7%	
販売費及び 一般管理費	215,390	67.9%	228,883	68.6%	13,492	6.3%	
営業利益	22,739	7.2%	21,845	6.5%	893	3.9%	
経常利益	23,680	7.5%	21,688	6.5%	1,991	8.4%	
四半期純利益	17,788	5.6%	7,540	2.3%	10,248	57.6%	

当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日～平成22年9月30日)は、国内では一部に緩やかな景気回復の兆しがみられたものの、雇用の低迷、円高・株安等による先行き不透明感もあり、国内売上高は前年同期実績を下回りました。一方、海外では(海外子会社は平成22年1月1日から平成22年6月30日までの累計)、欧米の化粧品市場が昨年第4四半期からの回復基調を継続したこと、中国や新興国の化粧品市場も引き続き拡大したこと、また、3月に買収が完了した米国化粧品会社ベアエッセシナルインコーポレーテッド(以下「ベアエッセシナル」という。)の業績を4ヵ月弱取り込んだこともあり、海外売上高は前年同期実績を大きく上回りました。この結果、当第2四半期連結累計期間の連結売上高は、前年同期比5.2%増収の333,625百万円となりました。

営業利益は、ベアエッセシナルの企業結合に伴う在庫の時価評価による売上原価の増加や顧客関連無形資産とのれんの償却の影響などにより、前年同期比3.9%減益の21,845百万円となりましたが、ベアエッセシナルの企業結合による影響を除けば、増益となりました。経常利益は、営業利益の減少に加え、ベアエッセシナルの買収のための資金調達による支払利息が増加したこともあり、前年同期比8.4%減益の21,688百万円となりました。

特別損失において、投資有価証券の評価損などを計上したことに加え、前年同期に税金費用の戻しがあったため、四半期純利益は前年同期比57.6%減益の7,540百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用し、セグメントを「国内化粧品事業」「グローバル事業」「その他」に区分しております。前年同期比は前年同期実績を新セグメント区分へ組み替えて算出しております。

国内化粧品事業

国内化粧品事業の売上高は、消費低迷と低価格帯市場の拡大などにより厳しい状況が継続し、競争の激化と小売業による在庫縮減の影響を受けたため、前年同期比4.6%減収の187,350百万円となりました。

化粧品事業の売上高は、カウンセリング化粧品、セルフ化粧品、トイレットリーの各領域の売上がいずれも前年同期実績を下回りました。

ヘルスケア事業の売上高は、注力している皮膚賦活食品「ザ・コラーゲン」が好調に推移したことに加え、3月に発売した美容食品と化粧品を組み合わせたブランド「インアンドオン」や7月に発売した新美容アミノ酸(D-アミノ酸)等を配合したバランス飲料「綺麗のススメ」が上乘せとなったことにより、前年同期実績を上回りました。

営業利益は、前年同期比6.0%増益の22,128百万円(営業利益率11.8%)となりました。

グローバル事業

グローバル事業の売上高は、欧米、アジア・オセアニアの全ての地域で既存ビジネスの売上が着実に伸長したことに加え、3月に買収を完了したベアエッセシャルの業績を4ヵ月弱取り込んだこともあり、前年同期比21.8%増収の141,444百万円となりました。

化粧品事業の売上高は、欧米の化粧品市場において昨年第4四半期からの回復基調を継続し、中国を含むアジアでも市場の成長が持続しました。重点市場である中国では、化粧品専門店での店舗網のさらなる拡大を進めたことに加え、専門店専用ブランド「ウララ」や中間所得層を対象としたブランド「ピュアマイルド」、「Za(ジーエー)」などが好調に推移し、成長性を持続しました。

プロフェッショナル事業の売上高は、米国の景況改善に伴うゾートス社の好調により、全体としても前年からの回復基調が継続しました。

営業損益は、主にベアエッセシャルの企業結合の影響などにより、営業赤字となりましたが、同影響を除けば、増益を確保しております。

その他

その他の売上高は、フロンティアサイエンス事業などの売上がほぼ前年並みとなったことから、前年同期比0.9%増収の4,830百万円となりました。

営業利益は、前年同期比29.1%増益の888百万円(営業利益率11.1%)となりました。

(第2四半期連結会計期間)

	前第2四半期 連結会計期間 (百万円)	百分比	当第2四半期 連結会計期間 (百万円)	百分比	増減 (百万円)	増減率	増減率 (現地通貨 ベース)
売上高	177,582	100.0%	187,821	100.0%	10,238	5.8%	8.6%
国内売上高	115,019	64.8%	111,568	59.4%	3,451	3.0%	3.0%
海外売上高	62,562	35.2%	76,252	40.6%	13,689	21.9%	30.0%
売上原価	45,762	25.8%	47,731	25.4%	1,968	4.3%	
販売費及び 一般管理費	111,188	62.6%	121,551	64.7%	10,362	9.3%	
営業利益	20,630	11.6%	18,538	9.9%	2,092	10.1%	
経常利益	20,650	11.6%	18,441	9.8%	2,208	10.7%	
四半期純利益	13,465	7.6%	8,207	4.4%	5,257	39.0%	

当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日～平成22年9月30日)は、国内では前年同期に比べ減収となりましたが、海外では(海外子会社は平成22年4月1日～平成22年6月30日)、ヘアエッセンシャルの業績を取り込んだことにより、前年同期に比べ大幅な増収となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間の連結売上高は、前年同期比5.8%増収の187,821百万円となりました。

営業利益は、前年同期比10.1%減益の18,538百万円となりました。営業利益の減少に伴い、経常利益も前年同期比10.7%減益の18,441百万円となりました。

四半期純利益は前年同期に比べ39.0%減益の8,207百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

国内化粧品事業

国内化粧品事業の売上高は、前年同期比3.9%減収の104,887百万円となりました。営業利益は、9.7%増益の18,202百万円(営業利益率17.3%)となりました。

グローバル事業

グローバル事業の売上高は、前年同期比21.7%増収の80,388百万円となりました。営業損益は、169百万円の損失となりました。

その他

その他の売上高は、前年同期比6.5%増収の2,544百万円となりました。

営業利益は、前年同期比37.2%増益の414百万円(営業利益率10.0%)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「キャッシュ」という。)は、前連結会計年度末の77,157百万円に比べ19,408百万円増加し、96,565百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動によって得られたキャッシュは、法人税等の支払額の増加があったものの仕入れ債務の支払の減少の影響などにより、前年同期に比べ5,375百万円増加の34,316百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動に使用したキャッシュは、連結子会社株式の追加取得などの影響により、前年同期に比べ6,167百万円増加の18,295百万円となりました。

設備投資(有形固定資産、無形固定資産(のれんを除く。))及び長期前払費用への投資)は、11,114百万円となりました。これは主に、既存設備の改修・更新によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動に使用したキャッシュは、前年同期に比べ5,373百万円減少の13,059百万円となりました。これは主に、前年同期に自己株式を取得したことによるものです。当第2四半期連結累計期間においては、配当金の支払や、前連結会計年度中にペアエッセンシャル買収のためのブリッジローンとして調達した短期借入金1,000億円を、無担保普通社債400億円と長期の銀行借入600億円によりリファイナンスをいたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

有価証券報告書(平成22年6月25日提出)の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,900百万円(売上高比2.1%)であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

有価証券報告書(平成22年6月25日提出)の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金調達と流動性マネジメント

資金調達と流動性マネジメントの基本方針は、有価証券報告書(平成22年6月25日提出)の記載から変更ありません。なお、当第2四半期連結会計期間末現在において、当社グループの流動性は十分な水準にあり、資金調達手段は分散されていることから、財務の柔軟性は引き続き高いと考えております。

格付け

当四半期報告書提出日(平成22年11月12日)現在の債券格付けの状況(長期/短期)は以下のとおりであります。

	ムーディーズ	S&P
長期	A1(見通し: 安定的)	A(見通し: 安定的)
短期	P - 1	A - 1

資産及び負債・純資産

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ0.5%増加の779,204百万円となりました。

負債は、前連結会計年度末に比べ6.0%増加の435,011百万円となりました。主にペアエッセンシャルの無形資産に対する税効果の認識に伴う繰延税金負債の増加によるものです。なお、当第2四半期連結会計期間末現在の有利子負債残高は211,991百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ5.8%減少の344,193百万円となりました。主に配当の支払と、円高・株安の影響により評価換算差額のマイナスが拡大したことによるものです。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の44.9%から2.5ポイント低下し42.4%となりました。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

有価証券報告書（平成22年6月25日）の記載から重要な変更又は新たな発生はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設・除却等について、重要な変更及び計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設・除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000,000	400,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に制限のない標準と なる株式 単元株式数は100株でありま す。
計	400,000,000	400,000,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行しております。
第1回新株予約権(平成14年6月27日定時株主総会決議、同年7月16日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	196(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	196,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,669(注)3
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成24年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,669 資本組入額 835
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。 (3) 権利行使期間終了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (4) その他権利行使の条件については、第102回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第3回新株予約権(平成15年6月27日定時株主総会決議、同年7月31日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	108(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,287(注)3
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成25年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,287 資本組入額 644
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第103回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第6回新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議、同年7月26日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	481(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	481,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,427(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,427 資本組入額 714
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第104回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第9回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議、同年7月28日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) (1)のただし書きにかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成17年7月28日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡その他正当な理由により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。 (3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。 (4) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限りその権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額は1円とし、新株予約権1個当たり金1,000円とする。ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円に調整後の株式数を乗じた金額を各新株予約権1個当たりの金額とする。

第10回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議、同年7月28日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	258(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	258,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,481(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,481 資本組入額 741
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第105回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき新株予約権を発行しております。
第14回新株予約権(平成18年6月29日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) (1)のただし書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成18年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>(3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。</p> <p>(5) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	

	第2 四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数とをそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金額の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第15回新株予約権(平成18年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	3(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) (1)のただし書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成18年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>(3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。</p> <p>(5) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第2 四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第16回新株予約権(平成18年6月29日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	67(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,300(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,300 資本組入額 1,150
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。</p> <p>(3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

	第2 四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第17回新株予約権(平成18年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	74(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,300(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,300 資本組入額 1,150
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第19回新株予約権(平成19年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(2) (1)のただし書にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者が平成19年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任その他正当な理由により当社の取締役および執行役員のいずれの地位も失った場合には、その在任期間に応じて権利行使できる新株予約権の数を減ずるものとする。</p> <p>(3) 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その達成率に応じて本新株予約権を行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。</p> <p>(5) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第2 四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第20回新株予約権(平成19年6月26日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	81(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,615(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成29年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,615 資本組入額 1,308
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第21回新株予約権(平成19年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	78(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,615(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成29年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,615 資本組入額 1,308
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を助案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第22回新株予約権(平成20年6月25日定時株主総会決議及び同年7月31日取締役会決議、同年8月21日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	46(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第23回新株予約権(平成20年7月31日取締役会決議、同年8月21日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	40(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第24回新株予約権(平成21年6月24日定時株主総会決議及び同年7月30日取締役会決議、同年8月28日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	814(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	

第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第25回新株予約権(平成21年7月30日取締役会決議、同年8月28日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	535(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第26回新株予約権(平成22年6月25日定時株主総会決議及び同年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	591(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成22年 9 月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第27回新株予約権(平成22年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	468(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。 (9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日		400,000		64,506		70,258

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)(注)1	東京都港区浜松町二丁目11番3号	34,062	8.51
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)(注)2	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟)	23,526	5.88
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) (注)1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	21,811	5.45
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟)	12,079	3.01
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バ ンク フォー デポジタリー レ シート ホルダーズ (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業 部)(注)3	101 BARCLAY STREET ADR DEPT 22 WEST NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	11,316	2.82
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	11,277	2.81
資生堂従業員自社株投資会	東京都中央区銀座七丁目5番5号	8,883	2.22
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	8,000	2.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	7,798	1.94
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT- TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	5,546	1.38
計		144,302	36.07

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の持株数は、すべて信託業務に係る株式です。
- 2 株式会社みずほ銀行から、平成22年9月24日付で、共同保有者合計33,433千株(持株比率8.36%)を保有しており、そのうち23,338千株(同5.83%)を株式会社みずほ銀行が保有している旨の大量保有に関する変更報告書の写しの送付を受けております。
- 上記大株主における株式会社みずほ銀行の持株数23,526千株には、同社を名義人とした13,526千株のほか、「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社」を名義人とした、同社の退職給付信託10,000千株(議決権留保型6,000千株、議決権放棄型4,000千株)を含めております。
- 3 ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズは、ADR(米国預託証券)の預託銀行であるバンク オブ ニューヨーク メロンの株式名義人です。
- 4 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成22年6月21日付で共同保有者合計31,278千株(持株比率7.82%)を保有しており、そのうち23,847千株(同5.96%)を三菱UFJ信託銀行株式会社が保有している旨の大量保有に関する変更報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間の末日における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,144,500		権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 397,372,200	3,973,722	同上
単元未満株式(注)2	普通株式 483,300		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	400,000,000		
総株主の議決権		3,973,722	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。
- 2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式27株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社資生堂	東京都中央区銀座 七丁目5番5号	2,144,500		2,144,500	0.53
計		2,144,500		2,144,500	0.53

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,056	1,948	2,042	2,040	1,975	1,966
最低(円)	1,906	1,718	1,730	1,900	1,803	1,852

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、名称が有限責任あずさ監査法人に変更されました。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	96,874	70,101
受取手形及び売掛金	102,439	111,796
有価証券	17,979	24,723
たな卸資産	1 73,646	1 67,342
繰延税金資産	27,187	28,389
その他	16,010	16,939
貸倒引当金	1,021	1,050
流動資産合計	333,115	318,241
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	161,058	157,281
減価償却累計額	97,498	95,191
建物及び構築物(純額)	63,560	62,089
機械装置及び運搬具	84,338	82,938
減価償却累計額	71,925	72,112
機械装置及び運搬具(純額)	12,413	10,826
工具、器具及び備品	53,348	50,434
減価償却累計額	36,819	36,061
工具、器具及び備品(純額)	16,528	14,373
土地	33,946	35,274
リース資産	10,241	11,094
減価償却累計額	4,933	5,196
リース資産(純額)	5,307	5,898
建設仮勘定	2,795	4,322
有形固定資産合計	134,552	132,784
無形固定資産		
のれん	104,750	11,852
リース資産	327	371
その他	99,104	23,612
無形固定資産合計	204,183	35,837
投資その他の資産		
投資有価証券	28,512	192,142
前払年金費用	26,768	28,740
長期貸付金	-	17,476
長期前払費用	9,747	10,326
繰延税金資産	16,280	14,163
その他	26,207	25,896
貸倒引当金	163	164
投資その他の資産合計	107,353	288,581
固定資産合計	446,089	457,203
資産合計	779,204	775,445

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	46,048	44,320
短期借入金	5,717	105,966
1年内返済予定の長期借入金	9,179	4,273
リース債務	2,383	2,453
未払金	39,662	46,988
未払法人税等	8,629	10,277
返品調整引当金	9,241	11,821
賞与引当金	11,537	11,320
役員賞与引当金	285	317
危険費用引当金	895	1,025
繰延税金負債	23	21
その他	25,241	22,725
流動負債合計	158,846	261,512
固定負債		
社債	90,000	50,000
長期借入金	101,245	47,779
リース債務	3,465	3,974
退職給付引当金	40,667	40,130
債務保証損失引当金	350	350
環境対策引当金	496	499
繰延税金負債	33,755	3,381
その他	6,183	2,611
固定負債合計	276,164	148,725
負債合計	435,011	410,237
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,506	64,506
資本剰余金	70,258	70,258
利益剰余金	237,749	259,063
自己株式	4,048	23,111
株主資本合計	368,465	370,717
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	131	1,054
為替換算調整勘定	37,918	23,447
評価・換算差額等合計	37,786	22,393
新株予約権	486	430
少数株主持分	13,028	16,453
純資産合計	344,193	365,207
負債純資産合計	779,204	775,445

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	317,268	333,625
売上原価	79,138	82,895
売上総利益	238,130	250,729
販売費及び一般管理費	¹ 215,390	¹ 228,883
営業利益	22,739	21,845
営業外収益		
受取利息	458	319
受取配当金	573	562
持分法による投資利益	15	-
受取家賃	-	465
その他	1,343	1,091
営業外収益合計	2,390	2,439
営業外費用		
支払利息	704	1,095
売上割引	119	-
持分法による投資損失	-	49
為替差損	101	558
その他	524	892
営業外費用合計	1,449	2,596
経常利益	23,680	21,688
特別利益		
固定資産売却益	211	546
投資有価証券売却益	30	2
特別利益合計	242	548
特別損失		
減損損失	² 2,815	² 20
固定資産処分損	397	1,059
投資有価証券評価損	114	4,491
投資有価証券売却損	7	2
リース解約損	67	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	831
買収関連費用	-	1,281
特別損失合計	3,402	7,686
税金等調整前四半期純利益	20,520	14,551
法人税、住民税及び事業税	3,589	5,857
法人税等調整額	2,652	281
法人税等合計	937	5,576
少数株主損益調整前四半期純利益	-	8,975
少数株主利益	1,794	1,434
四半期純利益	17,788	7,540

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	177,582	187,821
売上原価	45,762	47,731
売上総利益	131,819	140,089
販売費及び一般管理費	¹ 111,188	¹ 121,551
営業利益	20,630	18,538
営業外収益		
受取利息	181	163
受取配当金	5	13
持分法による投資利益	8	-
受取家賃	-	233
その他	673	680
営業外収益合計	868	1,091
営業外費用		
支払利息	339	566
売上割引	40	-
持分法による投資損失	-	75
為替差損	207	271
その他	261	275
営業外費用合計	849	1,189
経常利益	20,650	18,441
特別利益		
固定資産売却益	176	482
投資有価証券売却益	-	2
特別利益合計	176	484
特別損失		
減損損失	² 49	0
固定資産処分損	236	867
投資有価証券評価損	97	3,404
投資有価証券売却損	7	2
リース解約損	43	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	52
買収関連費用	-	70
特別損失合計	433	4,397
税金等調整前四半期純利益	20,393	14,528
法人税、住民税及び事業税	4,234	4,911
法人税等調整額	1,634	527
法人税等合計	5,869	5,439
少数株主損益調整前四半期純利益	-	9,088
少数株主利益	1,059	881
四半期純利益	13,465	8,207

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	20,520	14,551
減価償却費	12,862	14,124
のれん償却額	539	2,247
減損損失	2,815	20
固定資産処分損益(は益)	185	512
投資有価証券売却損益(は益)	22	0
投資有価証券評価損益(は益)	114	4,491
リース解約損	67	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	831
買収関連費用	-	1,281
貸倒引当金の増減額(は減少)	61	43
返品調整引当金の増減額(は減少)	905	2,353
賞与引当金の増減額(は減少)	81	295
役員賞与引当金の増減額(は減少)	90	32
危険費用引当金の増減額(は減少)	25	64
退職給付引当金の増減額(は減少)	207	907
環境対策引当金の増減額(は減少)	-	1
前払年金費用の増減額(は増加)	2,809	1,971
受取利息及び受取配当金	1,031	882
支払利息	704	1,095
持分法による投資損益(は益)	15	49
売上債権の増減額(は増加)	4,081	6,344
たな卸資産の増減額(は増加)	909	3,572
仕入債務の増減額(は減少)	13,174	4,641
その他	110	506
小計	30,914	43,988
利息及び配当金の受取額	1,126	944
利息の支払額	743	1,022
法人税等の支払額	2,356	9,594
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,941	34,316

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	22,775	12,379
定期預金の払戻による収入	22,170	11,147
有価証券の取得による支出	846	560
有価証券の売却による収入	218	-
投資有価証券の取得による支出	319	16
投資有価証券の売却による収入	99	63
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	781
子会社株式の取得による支出	-	5,723
有形固定資産の取得による支出	7,509	7,072
有形固定資産の売却による収入	625	577
無形固定資産の取得による支出	1,675	2,397
長期前払費用の取得による支出	2,431	1,644
その他	314	490
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,128	18,295
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,348	99,992
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	429	-
長期借入れによる収入	18	60,002
長期借入金の返済による支出	400	400
社債の発行による収入	-	40,000
リース債務の返済による支出	1,516	1,458
自己株式の取得による支出	6,813	5
自己株式の処分による収入	42	156
配当金の支払額	10,024	9,934
少数株主への配当金の支払額	1,577	1,426
その他	60	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,432	13,059
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,387	4,212
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	232	1,251
現金及び現金同等物の期首残高	91,857	77,157
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	₂ 20,659
現金及び現金同等物の四半期末残高	91,625	₁ 96,565

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 [新規] 1社 株式を100%取得したことにより、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めた1社 資生堂スイス (2) 変更後の連結子会社の数 98社
2 持分法の適用に関する事項の範囲の変更	(1) 持分法適用非連結子会社 持分法適用非連結子会社の変更 該当事項はありません。 変更後の持分法適用非連結子会社の数 (2) 持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 該当事項はありません。 変更後の持分法適用関連会社の数 3社
3 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	該当事項はありません。
4 会計処理基準に関する事項の変更	1 資産除去債務に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益は42百万円、税金等調整前四半期純利益は874百万円減少しております。 2 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 3 四半期会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れ処理の変更 四半期会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れについては、従来、四半期切放法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より四半期洗替法に変更しております。この変更は、各四半期ごとの市況の変動による影響を排除し、連結会計年度末における財政状態及び経営成績をより適切に表示するためであります。なお、この変更による四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。
5 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更	該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)	
(四半期連結損益計算書)	
1	前第2四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取家賃」(355百万円)は、重要性が増したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。
2	前第2四半期連結累計期間において、区分掲記していた売上割引(77百万円)は、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間では営業外費用の「その他」に含めて表示することとしております。

当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日至平成22年9月30日)	
(四半期連結損益計算書)	
1	前第2四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取家賃」(173百万円)は、重要性が増したため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。
2	前第2四半期連結会計期間において、区分掲記していた売上割引(37百万円)は、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間では営業外費用の「その他」に含めて表示することとしております。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)	
1	<p>たな卸資産の評価方法</p> <p>当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。</p> <p>また、たな卸資産の簿価切下げにあたっては、収益性の低下が明らかな、たな卸資産についてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2	<p>固定資産の減価償却費の算定方法</p> <p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【会社等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1 たな卸資産		1 たな卸資産	
商品及び製品	46,245百万円	商品及び製品	37,956百万円
仕掛品	3,453 "	仕掛品	3,273 "
原材料及び貯蔵品	23,947 "	原材料及び貯蔵品	26,112 "
2 保証債務		2 保証債務	
連結会社以外の下記会社が保証している得意先のリース債務に対し、債務保証を行っております。		連結会社以外の下記会社が保証している得意先のリース債務に対し、債務保証を行っております。	
エス・ディー・エル(株)	4百万円	エス・ディー・エル(株)	10百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)																															
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売出費</td> <td style="text-align: right;">50,332百万円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">21,673 "</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">58,501 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">5,560 "</td> </tr> </table> <p>2 減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。</p> <p>国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>建物及び構築物、土地及び長期前払費用</td> <td>北海道 札幌市他</td> </tr> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>建物及び構築物、土地</td> <td>秋田県 秋田市他</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>その結果、事業用資産については、収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、建物及び構築物1,431百万円、土地592百万円、長期前払費用723百万円であります。</p> <p>遊休資産については、主に売却が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、建物及び構築物32百万円、土地26百万円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、主に売却予定価額を基に評価しております。</p> <p>海外は、北米子会社の収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、機械装置及び運搬具9百万円であります。</p>	売出費	50,332百万円	広告費	21,673 "	給料・賞与	58,501 "	退職給付費用	5,560 "	用途	種類	場所	事業用資産	建物及び構築物、土地及び長期前払費用	北海道 札幌市他	遊休資産等	建物及び構築物、土地	秋田県 秋田市他	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売出費</td> <td style="text-align: right;">52,230百万円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">20,554 "</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">64,207 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">5,135 "</td> </tr> </table> <p>2 減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。</p> <p>国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遊休資産</td> <td>建物及び構築物、土地</td> <td>神奈川県 横浜市</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>その結果、遊休資産については、売却が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、建物及び構築物7百万円、土地11百万円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。</p> <p>海外は、北米子会社の収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、機械装置及び運搬具1百万円あります。</p>	売出費	52,230百万円	広告費	20,554 "	給料・賞与	64,207 "	退職給付費用	5,135 "	用途	種類	場所	遊休資産	建物及び構築物、土地	神奈川県 横浜市
売出費	50,332百万円																															
広告費	21,673 "																															
給料・賞与	58,501 "																															
退職給付費用	5,560 "																															
用途	種類	場所																														
事業用資産	建物及び構築物、土地及び長期前払費用	北海道 札幌市他																														
遊休資産等	建物及び構築物、土地	秋田県 秋田市他																														
売出費	52,230百万円																															
広告費	20,554 "																															
給料・賞与	64,207 "																															
退職給付費用	5,135 "																															
用途	種類	場所																														
遊休資産	建物及び構築物、土地	神奈川県 横浜市																														

第2 四半期連結会計期間

前第2 四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)																									
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売出費</td> <td style="text-align: right;">26,378百万円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">11,029 "</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">29,427 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,872 "</td> </tr> </table> <p>2 減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。</p> <p>国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用資産</td> <td>土地</td> <td>宮城県 仙台市</td> </tr> <tr> <td>遊休資産等</td> <td>建物及び構築物、土地</td> <td>秋田県 秋田市</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。</p> <p>その結果、事業用資産については、収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、土地2百万円であります。</p> <p>遊休資産については、主に売却が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、建物及び構築物27百万円、土地17百万円であります。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、主に売却予定価額を基に評価しております。</p> <p>海外は、北米子会社の収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、機械装置及び運搬具2百万円であります。</p>	売出費	26,378百万円	広告費	11,029 "	給料・賞与	29,427 "	退職給付費用	2,872 "	用途	種類	場所	事業用資産	土地	宮城県 仙台市	遊休資産等	建物及び構築物、土地	秋田県 秋田市	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売出費</td> <td style="text-align: right;">29,201百万円</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td style="text-align: right;">10,381 "</td> </tr> <tr> <td>給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">32,648 "</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">2,629 "</td> </tr> </table>	売出費	29,201百万円	広告費	10,381 "	給料・賞与	32,648 "	退職給付費用	2,629 "
売出費	26,378百万円																									
広告費	11,029 "																									
給料・賞与	29,427 "																									
退職給付費用	2,872 "																									
用途	種類	場所																								
事業用資産	土地	宮城県 仙台市																								
遊休資産等	建物及び構築物、土地	秋田県 秋田市																								
売出費	29,201百万円																									
広告費	10,381 "																									
給料・賞与	32,648 "																									
退職給付費用	2,629 "																									

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年9月30日現在)	1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 49,694百万円	現金及び預金勘定 96,874百万円
有価証券勘定 56,905 "	有価証券勘定 17,979 "
計 106,599 "	計 114,853 "
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 12,828 "	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 16,423 "
株式及び償還期限が3ヵ月を超える債券等 2,145 "	株式及び償還期限が3ヵ月を超える債券等 1,863 "
現金及び現金同等物 91,625 "	現金及び現金同等物 96,565 "
	2 平成22年3月8日に連結子会社としたベアエッセンシャルインコーポレーテッドについて、前連結会計年度には取得原価の配分が完了しておらず暫定的な会計処理を行っていましたが、第1四半期連結会計期間に取得原価の配分が完了いたしました。これに伴い増加した現金及び現金同等物を「新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額」として計上しております。詳細は「企業結合等関係」注記をご参照下さい。

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式400,000千株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,144千株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストックオプションとしての新株予約権 486百万円(親会社 486百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	9,943百万円	25円	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	9,946百万円	25円	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

5 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年4月28日開催の取締役会における自己株式の消却決議に基づき、平成22年5月21日付で自己株式の消却を行い、自己株式が18,879百万円減少しました。主にこの影響により、当第2四半期連結会計期間末において自己株式は4,048百万円となっております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(ストックオプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

- 1 スtockオプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
(当第2四半期連結財務諸表への影響額に重要性があるもの)
該当事項はありません。

- 2 当第2四半期連結会計期間に付与したストックオプションの内容

	平成22年度ストックオプション
	第26・27回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 12名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 105,900 株
付与日	平成22年8月30日
権利確定条件	付与日(平成22年8月30日)以降、権利確定日(平成25年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成22年8月30日～平成25年7月31日
権利行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	1,757

(注) 株式数に換算して記載しております。

- 3 当第2四半期連結会計期間におけるストックオプションの条件変更
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	海外化粧品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	112,938	62,253	2,389	177,582		177,582
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	598	538	1,537	2,674	(2,674)	
計	113,537	62,792	3,927	180,256	(2,674)	177,582
営業利益	16,773	3,479	312	20,565	64	20,630

(注) 1 事業区分は、内部組織管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な事業の内容

(国内化粧品事業) : 化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)
プロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)
ヘルスケア事業(美容食品、一般用医薬品の製造・販売)
その他(国内ノン資生堂、通販化粧品の製造・販売等)

(海外化粧品事業) : 化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)
プロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)

(その他の事業) : フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の
製造・販売)
その他(飲食業等)

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	海外化粧品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	203,368	109,114	4,785	317,268		317,268
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,087	851	3,005	4,944	(4,944)	
計	204,456	109,966	7,790	322,213	(4,944)	317,268
営業利益	20,880	1,053	711	22,646	92	22,739

(注) 1 事業区分は、内部組織管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主な事業の内容

(国内化粧品事業) : 化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)
プロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)
ヘルスケア事業(美容食品、一般用医薬品の製造・販売)
その他(国内ノン資生堂、通販化粧品の製造・販売等)

(海外化粧品事業) : 化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)
プロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)

(その他の事業) : フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の
製造・販売)
その他(飲食業等)

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	115,471	11,039	19,805	31,265	177,582		177,582
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,480	1,730	873	41	9,125	(9,125)	
計	121,951	12,769	20,679	31,307	186,707	(9,125)	177,582
営業利益	12,594	602	1,012	5,997	20,206	424	20,630

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ : 米国、カナダ、ブラジル

(2) 欧州 : フランス、イタリア、ドイツ、スペイン

(3) アジア・オセアニア : 中国(香港含む)、台湾、韓国、東南アジア、オーストラリア

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	208,376	20,676	37,755	50,459	317,268		317,268
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	12,504	3,599	2,202	47	18,354	(18,354)	
計	220,881	24,276	39,957	50,507	335,622	(18,354)	317,268
営業利益	13,170	504	2,007	6,182	21,864	874	22,739

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アメリカ : 米国、カナダ、ブラジル

(2) 欧州 : フランス、イタリア、ドイツ、スペイン

(3) アジア・オセアニア : 中国(香港含む)、台湾、韓国、東南アジア、オーストラリア

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	アメリカ	欧州	アジア・オセアニア	計
海外売上高(百万円)	11,875	17,419	33,268	62,562
連結売上高(百万円)				177,582
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	6.7	9.8	18.7	35.2

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	アメリカ	欧州	アジア・オセアニア	計
海外売上高(百万円)	22,086	33,310	54,154	109,551
連結売上高(百万円)				317,268
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	6.9	10.5	17.1	34.5

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 (1) アメリカ : 米国、カナダ、ブラジル
 (2) 欧州 : フランス、イタリア、ドイツ、スペイン
 (3) アジア・オセアニア : 中国(香港含む)、台湾、韓国、東南アジア、オーストラリア
 3 海外売上高は、当社及び日本に所在する連結子会社の輸出高並びに日本以外の国に所在する連結子会社の日本以外に対する売上高の合計額であります。ただし、連結会社間の内部売上高は除いております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に化粧品を製造・販売しており、国内・グローバルのエリア別を基本とした事業部制のもと、本社事業部が各事業の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社のセグメントはエリア別で構成されており、「国内化粧品事業」、「グローバル事業」の2つを報告セグメントとしております。

「国内化粧品事業」は、国内における化粧品事業（化粧品、化粧用具、トイレットリー製品の製造・販売）、ヘルスケア事業（美容食品、一般用医薬品の製造・販売）、ノン資生堂・通販化粧品の製造・販売等を行っております。「グローバル事業」は、海外における化粧品事業（化粧品、化粧用具、トイレットリー製品の製造・販売）及び国内外におけるプロフェッショナル事業（理・美容製品の製造・販売等）を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

	国内化粧品事業 (百万円)	グローバル事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結財務諸表計上額 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	187,350	141,444	4,830	333,625		333,625
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	833	1,215	3,204	5,253	5,253	
計	188,184	142,659	8,034	338,878	5,253	333,625
セグメント利益又は損失()	22,128	1,252	888	21,764	81	21,845

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去81百万円であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)及び飲食業等を含んでおります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

	国内化粧品事業 (百万円)	グローバル事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結財務諸表計上額 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	104,887	80,388	2,544	187,821		187,821
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	453	561	1,587	2,602	2,602	
計	105,341	80,949	4,132	190,423	2,602	187,821
セグメント利益又は損失()	18,202	169	414	18,446	92	18,538

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去92百万円であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)及び飲食業等を含んでおります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(参考情報)

当第2四半期連結累計期間、当第2四半期連結会計期間の報告セグメントによる前第2四半期連結累計期間、前第2四半期連結会計期間の報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報
前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	国内化粧品事業 (百万円)	グローバル事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 財務諸表計上額 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	196,387	116,095	4,785	317,268		317,268
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	717	1,407	3,025	5,149	5,149	
計	197,104	117,502	7,810	322,418	5,149	317,268
セグメント利益	20,868	1,080	688	22,637	101	22,739

- (注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去101百万円であります。
2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)及び飲食業等を含んでおります。
3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	国内化粧品事業 (百万円)	グローバル事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 財務諸表計上額 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	109,128	66,064	2,389	177,582		177,582
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	423	789	1,558	2,771	2,771	
計	109,551	66,853	3,947	180,353	2,771	177,582
セグメント利益	16,597	3,612	301	20,512	118	20,630

- (注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去118百万円であります。
2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)及び飲食業等を含んでおります。
3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

(パーチェス法の適用)

連結子会社であるベアエッセンシャルについて、前連結会計年度には取得原価の配分が完了しておらず暫定的な会計処理を行っておりましたが、第1四半期連結会計期間に取得原価の配分が完了いたしました。

1 被取得企業の取得原価及びその内訳

現金を対価とする公開買付け等による株式取得額	1,633,296	千米ドル
ベアエッセンシャル従業員に対するストックオプションの買取費用	66,970	"
条件付取得対価	30,411	"
取得原価	1,730,677	"

2 契約に規定される条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計方針

条件付取得対価の内容

平成23年度より、契約に基づき一定期間経過後に支払われるものであります。

会計方針

上記条件付取得対価につきましては、米国会計基準に基づき認識いたしました。

3 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

91,503百万円

発生原因

今後の事業展開によって期待されるシナジーを含む将来の超過収益力から発生したものであります。

償却方法及び償却期間

20年間にわたる定額法

4 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年3月8日から平成22年6月30日まで

5 四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年4月1日から平成22年6月30日まで

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	34,690	百万円
固定資産	179,800	"
資産計	214,490	"
流動負債	5,701	"
固定負債	52,305	"
負債計	58,006	"

取得原価の配分において、のれん以外の無形固定資産に

配分されたもののうち、主なものは下記のとおりであります。

顧客関連無形資産(10年償却)	40,300	百万円
商標権(主に非償却)	39,985	"

(注)上記邦貨額は企業結合日の為替レート(90.42円/米ドル)で換算しております。従って、連結貸借対照表ののれんに含まれている当該企業結合により発生したのれんは、3. に記載の発生したのれんとは一致しておりません。

7 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間にかかる四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	8,099百万円
営業損失()	190 "

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

本企业結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算出された売上高及び損益情報と当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該差額には連結会計年度の開始の日から企業結合日までの期間に相当する顧客関連無形資産及びのれんの償却額が計上されており、ベアエッセンシャルが本企业結合にあたり任命したファイナンシャル・アドバイザーに支払ったアドバイザリー費用及び連結会計年度開始の日から企業結合日までの期間にベアエッセンシャルが従業員に対して支払ったストックオプションの買取費用は含まれておりません。

上記邦貨額は平成22年1月1日から平成22年3月31日までの期間に基づく期中平均為替レート(90.71円/米ドル)で換算しております。

当該注記は監査証明を受けておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 831.15円	1株当たり純資産額 875.72円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	344,193	365,207
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	13,514	16,884
(うち新株予約権(百万円))	(486)	(430)
(うち少数株主持分(百万円))	(13,028)	(16,453)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結 会計年度末)の純資産額(百万円)	330,678	348,323
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半 期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通 株式の数(千株)	397,855	397,758

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 44.68円	1株当たり四半期純利益金額 18.95円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 44.64円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 18.93円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	17,788	7,540
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	17,788	7,540
普通株式の期中平均株式数(千株)	398,154	397,826
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	345	564
(うち新株予約権方式による ストックオプション(千株))	(345)	(564)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で前連結会計年度末から重要 な変動があったものの概要		

前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 7月 1日 至 平成22年 9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 33.87円	1株当たり四半期純利益金額 20.63円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 33.84円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 20.60円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 7月 1日 至 平成22年 9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	13,465	8,207
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	13,465	8,207
普通株式の期中平均株式数(千株)	397,496	397,852
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	366	575
(うち新株予約権方式による ストックオプション(千株))	(366)	(575)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

2 【その他】

(重要な訴訟事件等)

当社の関係会社である資生堂フランス（現商号、資生堂ヨーロッパ）とボーテプレステージインターナショナルの2社は、2006年3月15日にフランス競争委員会から、公正な競争を阻害する行為があったとして勧告と制裁金(115万ユーロ)の納付命令を受けております。資生堂フランスとボーテプレステージインターナショナルの2社は競争委員会の判断を不服として最高裁で争ったところ、最高裁が控訴裁判所で再度審理することを命ずる判決をしました。その後、パリ控訴裁判所にて争われておりましたが、2009年11月10日にパリ控訴裁判所はフランス競争委員会の主張を却下する判決を下しました。しかし、フランス競争委員会は最高裁に上告したため、再度最高裁で争われることとなりました。

当社の関係会社である資生堂ドイツラントは、2008年7月4日にドイツ連邦カルテル庁から、公正な競争を阻害する行為があったとして勧告と制裁金(72万8千ユーロ)の納付命令を受けております。しかしながら、勧告内容については資生堂ドイツラントの認識と齟齬があるため、現在ドイツ連邦カルテル庁に異議申立を行っております。

(中間配当)

第111期(平成22年4月1日より平成23年3月31日)中間配当については、平成22年10月28日開催の取締役会において当社定款第38条第2項の規定に基づき、平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	9,946百万円
1株当たり中間配当額	25円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社資生堂
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉 浦 宏 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社資生堂の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社資生堂及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年10月29日開催の取締役会において国内無担保普通社債の発行に関する包括決議を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社資生堂
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 合 利 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 浦 宏 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 上 尚 志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社資生堂の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社資生堂及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。